

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱

令和7年3月28日

告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年条例第32号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、廿日市市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画（令和元年教育委員会告示第9号。以下「保存活用計画」という。）第3章第1項に規定する伝統的建造物をいう。
- (2) 環境物件 保存活用計画第3章第2項に規定する環境物件をいう。
- (3) 建造物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及びその他の工作物をいう。
- (4) 修理 保存活用計画第4章第1項アに規定する修理をいう。
- (5) 修景 保存活用計画第4章第1項イに規定する修景をいう。
- (6) 外観 通常望見できる屋根、外壁、軒回り、外部に面する建具等をいい、修理における屋根及び外壁にあってはこれらと密接な関係を有する基礎、土台、柱、梁等主たる構造物及び下地を、修景における屋根及び外壁にあっては下地を含むものとする。
- (7) 構造耐力上主要な部分 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する部分をいう。
- (8) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (9) 防火施設 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要綱（令和元年12月13日文化庁長官裁定）第3項第1号に規定する防火施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のうちいずれかに該当するものとする。

- (1) 保存地区内の建造物又は環境物件の所有者かつ市が取り組む伝統的建造物の保存事業に今後協力する者
- (2) 保存地区内の住民等により組織され、保存活動を行う団体として市長が認める団体(以下「保存団体」という。)の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの(補助事業等)

第4条 種別、補助対象、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助事業の期間は、補助金の交付の決定のあった日が属する市の会計年度内を原則とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に交付規則に定める書類のほか、次の各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 修理又は修景に係る申請については、次に掲げる書類
 - ア 修理又は修景前後を示した設計図書(建築物については建築士が作成したものに限る。)
 - イ 補助対象建造物の所有権が確認できるもの
 - ウ 見積書
 - エ 補助対象建造物の現況写真
- (2) 修理又は修景の設計に係る申請については、次に掲げる書類
 - ア 補助を受けようとする建造物の所有権が確認できるもの
 - イ 見積書
 - ウ 補助対象建造物の現況写真
 - エ 設計者が建築士の資格を有していることが確認できるもの(建築物に係る申請の場合のみ。)
- (3) 白蟻駆除に係る申請については、次に掲げる書類
 - ア 実施する内容及び範囲が分かる書類
 - イ 見積書
 - ウ 専門業者による事前調査報告書
 - エ 現況写真

オ 申請範囲において、過去に当該補助金の交付を受けたものについては、補助金交付から5年経過したことが確認できるもの

(4) 環境物件に係る申請については、次に掲げる書類

ア 補助対象環境物件の現況写真

イ 樹木医等が作成した復旧又は治療の必要性を示す書類

ウ 見積書

(5) 保存団体の活動に関するものに係る申請については、次に掲げる書類

ア 保存団体の規約

イ 補助金の使途を記した補助事業期間中の事業計画書

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請にかかる補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に交付決定を通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第3号)に変更内容がわかる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更交付決定を行う場合は、前条の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(別記様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、保存事業実績報告書(別記様式第5号)に次の各号に定める書類を添付し、補助事業完了後30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日が属する市の会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 修理又は修景に係る報告については、次に掲げる書類

ア 実施設計図書

イ 補助対象事業の着手前、工事中及び完了時の工事写真

ウ 補助対象事業に要した費用の請求書の写し又は領収書の写し

- (2) 修理又は修景の設計に係る報告については、次に掲げる書類
 - ア 修理又は修景前後の設計図書
 - イ 修理の根拠とした資料(痕跡調査結果、古写真及び文献等)
 - ウ 補助対象事業に要した費用の請求書の写し又は領収書の写し
- (3) 白蟻駆除に係る報告については、次に掲げる書類
 - ア 施工前、施工中及び完了時の現地写真
 - イ 実施した白蟻駆除内容が分かる資料
 - ウ 補助対象事業に要した費用の請求書の写し又は領収書の写し
- (4) 環境物件に係る報告については、次に掲げる書類
 - ア 復旧又は治療の実施状況がわかる写真
 - イ 樹木医等が作成した復旧又は治療に係る所見書等
 - ウ 補助対象事業に要した費用の請求書の写し又は領収書の写し
- (5) 保存団体の活動に関するものに係る報告については、次に掲げる書類
 - ア 補助事業期間中の収支決算の内訳がわかる書類
 - イ 補助対象事業の経費及び成果を証する資料
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定内容及び条件等に適合するときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第11条 市長は、前条の規定に関わらず、保存団体に対する事業については、補助金の概算払をすることができる。

2 概算払を受けようとする交付決定者は、補助金概算払請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。概算払は原則1回とする。

3 市長は前項の請求書を受け、その内容を審査し、概算払いを決定し

た場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 2 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか補助金等の使用が不相当であると認めるとき。

(指導監査)

第 1 3 条 市長は、交付決定者の事業実施について適切な指導を行うとともに、必要があると認めるときは、補助金の使途について監査することができる。

(書類の保管)

第 1 4 条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金交付者」という。)は、補助金の関係書類を整理し、補助事業完了日から 5 年間保管しなければならない。

(適正管理)

第 1 5 条 補助金交付者は、補助金交付の対象となった建造物又は環境物件を適正に管理しなければならない。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

種別	補助対象	補助対象経費	補助率	限度額
伝統的建造物	建築物(主屋、土蔵、付属屋等)	外観及び構造耐力上主要な部分(床及び屋根の内部表面仕上げを除く。)の修理に係る経費(構造耐力上主要な部分の補修、耐震補強及び工事監理に係る経費を含む。)	9/10以内	1000万円
		上記修理の設計に係る経費(痕跡調査等に係る経費を含む。)	9/10以内	100万円
		防災施設等の工事に係る経費	9/10以内	300万円
		白蟻駆除に係る経費(実施に必要な床下点検口等の設置に係る経費を含む。)	9/10以内	100万円
	工作物(塀、門等)	修理基準に基づく修理に係る経費(構造補強及び工事監理に係る経費を含む。)	9/10以内	200万円
		上記修理の設計に係る経費(痕跡調査等に係る経費を含む。)	9/10以内	20万円
環境物件	環境物件(樹木等)	復旧及び治療に係る経費	8/10以内	100万円
伝統的建造物以外の建造物	建築物(主屋、付属屋等)	新築、増築等外観の修景基準に基づく修景に係る経費(工事監理に係る経費を含む。)	8/10以内	600万円
		上記修景の設計に係る経費	8/10以内	60万円
	工作物(塀、門等)	修景基準に基づく修景に係る経費(工事監理に係る経費を含む。)	8/10以内	150万円
		上記修景の設計に係る経費	8/10以内	15万円
保存団体育成事業	保存団体の活動に関するもの	保存団体の育成又は町並み保存の活動事業等に係る経費	10/10以内	予算で定める額

